

－ 教材開発センターFD －

※ 本講習会は教育企画委員会が主催し、教材開発センターが実施するもので、全学FD活動の一環として行われるものです。

電子教材著作権講習会 資料

講師 岡田 義広

九州大学附属図書館付設教材開発センター・教授
同センター長

サイバーセキュリティセンター・副センター長（兼任）
情報基盤研究開発センター（兼任）・副CIO（教育システム担当）
未来デザイン学センター（兼任）
大学院システム情報科学府・情報学専攻（担当教員）

本資料の内容について

※ 本内容の大部は、サイバーセキュリティ基礎論の「著作権」に関する講義資料からの抜粋です。

※文化庁の著作権に関する教材を参考にしています。
(http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/r1392388_01.pdf)

※吉田素文先生の「電子教材著作権講習会」資料の一部を引用しています。(本資料P25-28,32,42-46)
(https://www.icer.kyushu-u.ac.jp/sites/default/files/copyright_seminar_ppt_20150928_4.pdf)

電子教材著作権

オンラインコンテンツ等著作物の複製等利用に関する留意事項

「電子教材著作権」講習会の背景

著作物の利用手順

著作物、著作者、著作権、著作権者

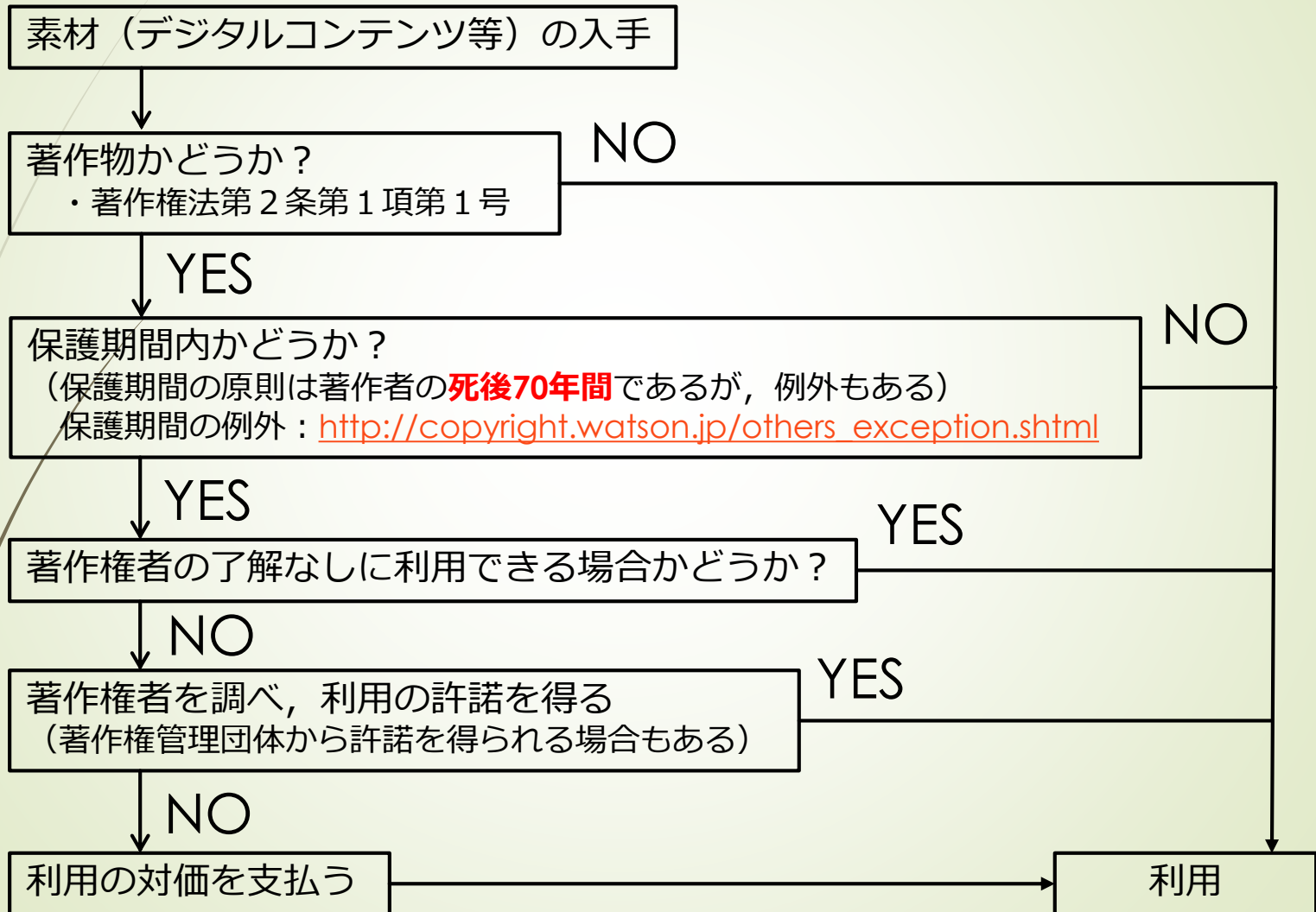
著作物の許諾なし利用の例

(著作権法と関連する法律)

「電子教材著作権」講習会の背景

- レポート・論文作成、教材開発等での既存資料（著作物）の利用、参照における決まり事
=> 著作権法に従う
- World Wide Web等インターネットの普及
- インターネット（サイバー空間）上に無数のデジタルコンテンツ（電子化資料）の存在
- デジタルコンテンツは複製が容易
- サイバー空間におけるデジタルコンテンツの利用、参照、公開における注意が必要

著作物の利用手順



著作物、著作者、著作権、著作権者

- ➡ **著作物** = 「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されている

(第2条第1項第1号)

小説
脚本
論文

楽曲
歌詞

写真

設計図
地図

詞
短歌
俳句

コンピュータ
プログラム

データベース

絵画
彫刻
版画

子どもの作品も著作物

ビデオ
ゲーム

新聞・雑誌

映画

概念が拡大



著作物でないもの

- ➡ **「思想又は感情」を**の条件によって、「単なるデータ」は著作物から除かれる
- ➡ **「創作的」に**の条件によって、他人の作品の「模倣品」や内容が「ありふれたもの」は除かれる
- ➡ **「表現したもの」であって、**の条件によって、「アイディア」は除かれる。ただし、「アイディア」を説明した文章は著作物に含まれる
- ➡ **「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの**の条件によって、「工業製品」などは著作物から除かれる

参考リンク

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/outline/4.1.html>

著作物でないもの

- **「思想又は感情」を**の条件によって、「単なるデータ」は著作物から除かれる
- 例)
 - 気象データ
 - 気象庁ホームページ利用規約
 - <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/coment.html>
 - 地理データ
 - 国土地理院コンテンツ利用規約
 - <http://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html>
 - 卒業者名簿（許可なく公開等すると個人情報保護法違反）

著作物でないもの

- ➡ **「創作的」**にの条件によって、他人の作品の「模倣品」や内容が「ありふれたもの」は除かれる
- ➡ 誰が表現しても同じになる物は、創作性がないと考えられる。
- ➡ 例)
 - ➡ テレビアニメや漫画のキャラクターを模写した絵 ⇒ **模倣品**
 - ➡ 絵画を正面から撮影した写真 ⇒ **創作性がない**
(許可なく公開するとキャラクターや絵画の著作権侵害)

著作物でないもの

- **「表現したもの」であって、**の条件によって、「アイディア」は除かれる。ただし、「アイディア」を説明した文章等は著作物に含まれる
- 同じアイディアでも表現の仕方に創作性があれば著作物となる
- 例)
 - 実際のマジックのトリック（アイディア）を刑事ドラマの犯罪で利用した => **ドラマは著作物**

著作物でないもの

- 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものの条件によって、「工業製品」などは著作物から除かれる
- 工業製品には意匠（形と色彩、大量生産・移動可能）登録がある。
- 例)
 - ハサミやボールペンのデザイン＝> 意匠

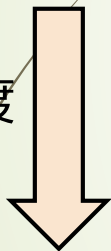
著作物、著作者、著作権、著作権者

著作者 = 著作物を創作した者

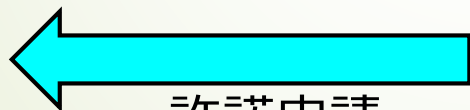


著作物の創作と同時に権利（著作者人格権、著作権（財産権））が生じる[無方式主義]

権利譲渡



著作権（財産権）は譲渡可能



許諾申請



出版社

著作権者 = 著作権を有する者

著作物、著作者、著作權、著作權者



著作者

著作者人格權

公表權

氏名表示權

同一性保持權



著作權者

著作權（財產權）

複製權

上演權・演奏權

上映權

公眾送信權・送

信可能化權

口述權

展示權

讓渡權

貸與權

頒布權

翻譯權・翻案權

二次的著作物利

用權

著作者人格権と著作権（財産権）の違い

著作者人格権

1) 権利の主旨

著作者の人格的利益を保護する権利

2) 権利の移転

著作者以外には移転しない
(一身専属)

3) 保護期間

著作者が死亡すれば消滅
(しかし、死後においても尊重しなければならない)

著作権（財産権）

1) 権利の主旨

著作者の経済的利益を保護する権利

2) 権利の移転

一般の財産と同様に他人に譲渡等が可能

3) 保護期間

原則、著作者の死後70年間
存続する（例外規定あり）

著作者人格権の内容

➡ 公表権

「公表する・しない」を決めることができる権利

➡ 氏名表示権

「氏名を表示する・しない」を決めることができる権利
（「本名（実名）」か「ペンネーム等（変名）」かの選択を含む）

➡ 同一性保持権

著作物を、自分の意に反して改変されない権利

著作権（財産権）の内容

- ① 複製物（コピー）を作る権利
- ② 複製物（コピー）を流通させる権利
- ③ 複製物（コピー）を使わず伝達する権利
- ④ 加工（翻訳、編曲、変形、翻案）する権利

注) 上記の〇〇する権利の主旨は、権利者が「無断で〇〇されない権利」という意味 ⇒ 他人が「無断で〇〇する行為」を禁止できる権利

著作権（財産権）の内容

① 複製物（コピー）を作る権利

- ・複製権（すべての著作物）

注）「複製」は、通常の「コピー」以外に、「録音・録画」、「写真撮影」、「手写し」、「パソコンのハードディスクへのインストール」などが含まれる

② 複製物（コピー）を流通させる権利

- ・譲渡権（「映画の著作物」以外）
- ・貸与権（「映画の著作物」以外）
- ・頒布権（「映画の著作物」のみ）

注）「頒布」＝「譲渡」＋「貸与」

著作権（財産権）の内容

③ 複製物（コピー）を使わず伝達する権利

- ・ 上演権（「言語の著作物」「舞踊・無言劇の著作物」）
- ・ 演奏権（「音楽の著作物」）
- ・ 上映権（すべての著作物）
- ・ 公衆送信権・公の伝達権（すべての著作物）

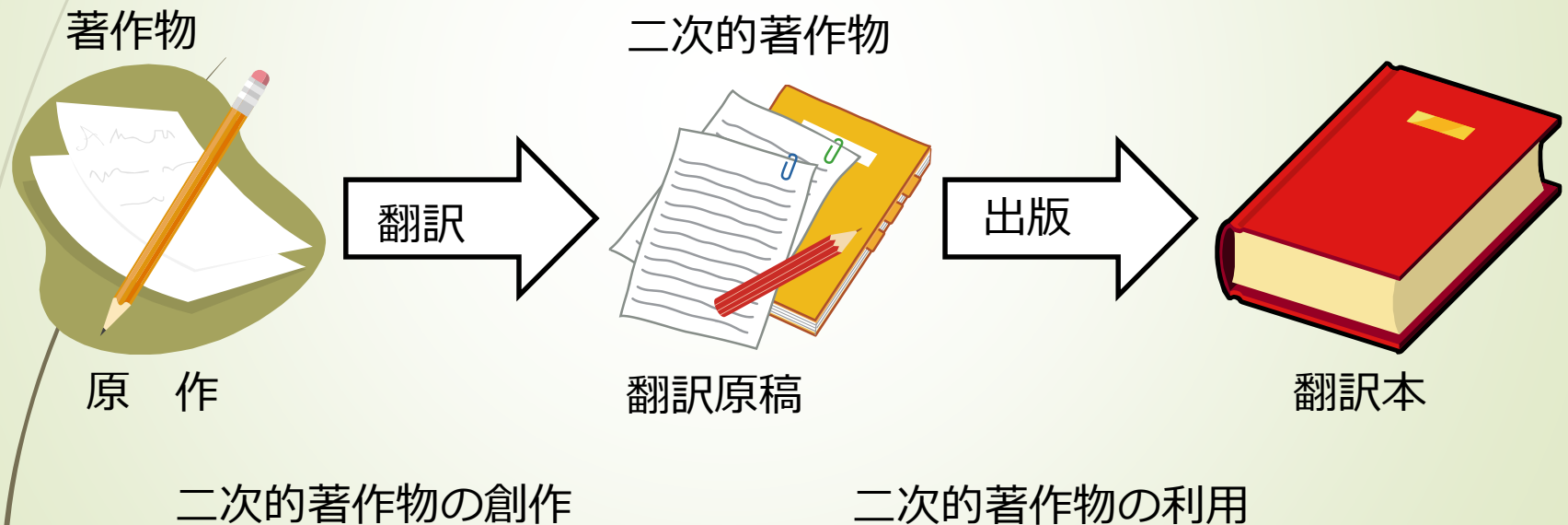
注）「公衆送信」=>「放送」、「有線放送」、「インターネット送信」及び「公衆からの求めに応じて行うFAX送信」等

- ・ 口述権（「言語の著作物」）
- ・ 展示権（「美術の著作物」及び未発行の「写真の著作物」の原作品）

著作権（財産権）の内容

④ 加工（翻訳、編曲、変形、翻案）する権利

- ・ 二次的著作物の創作権（すべての著作物）
- ・ 二次的著作物の利用権（上に同じ）



著作権の保護期間とは？

知的財産権

■ 著作権（TPP11協定、保護期間の延長）

■ 著作者の権利

著作物を保護(創作の時から著作者の死後70年)

■ 著作隣接権

実演等を保護(実演等を行った時から70年)

■ 産業財産権

■ 特許権

■ 実用新案権

■ など

■ その他

- 環太平洋パートナーシップ協定の締結及びTPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号。以下「TPP整備法」という。）による著作権法の改正、発効日(平成30年12月30日)

著作権者の了解なしに利用できる場合

- ➡ 「私的使用」のためのコピー（第30条）
- ➡ 「引用」のためのコピー（第32条）
- ➡ 「教育機関」でのコピー（第35条第1項）
- ➡ 「教育機関」での送信（第35条第2項）
- ➡ 「授業目的公衆送信補償金」制度
- ➡ 「試験問題」としてのコピーや送信（第36条）
- ➡ 「非営利・無料」の上演等（第38条第1項）
- ➡ 著作権者が「無断利用を了解」している場合

著作権者の了解なしに利用できる場合（１）

■ 「私的使用」のためのコピー（第30条）

- 個人的に又は家庭内などの限られた範囲内で，仕事以外の目的で，使用する本人がコピーする場合の例外既定（仕事に関連する場合には，以降の例外規定が適用されることもある）
- （具体例）
 - テレビで放送された番組を**自分で楽しむために**ダビングする場合
 - インターネットで見つけた図・写真等を**自分で楽しむために**パソコンに保存する場合

著作権者の了解なしに利用できる場合（２）

➡ 「引用」のためのコピー（第32条）

- ➡ 発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合の例外規定

➡ （具体例）

- ➡ 学校の先生が、授業成果に関する発表資料の中で、指導している子供達の読書感想文等の**一部**を「引用」して使う場合
- ➡ 子供達が、歴史についての調べ学習の発表資料の中で、博物館のホームページ等から入手した歴史資料の**一部**を「引用」して使う場合
- ➡ 美術部の生徒が、美術についての発表資料の中で、**何点**かの美術作品を「引用」して使う場合

「引用」としての利用条件（まとめ）

- ➡ 公正な慣行に合った引用であること
(自分の著作物と他人の著作物との間に妥当な主従関係がある)
(引用部分が明確に区別されている)
- ➡ 目的上正当な範囲内の引用であること
(引用の必然性がある)
- ➡ 公表された著作物からの引用であること

※上記を満たす場合でも、原則として出所を明示

第32条（引用）による例外規定の問題点

- ➡ 「一定の要件を満たせば許諾を得ずに使用できる」とされるが、その「要件」が曖昧
- ➡ 出版社等著作権者団体のガイドラインが示す要件に適合していても完全ではない（後述）
- ➡ 「引用」の要件が、**「わかりやすさ、記憶に残りやすさ」**と相反する場合がある

出版社等著作権者団体が公開している ガイドラインの問題点

STM「Permissions Guidelines」

～出版社等の間での申し合わせであるが・・・

- 雑誌の1つの記事や書籍の章から、図表は3つまで、1冊の書籍から5つまで許可なしに利用可

日本医書出版協会「引用と転載について」

- 出所（出典）の明示について

＜雑誌の場合＞ 著者名，題名，雑誌名，巻，号，頁，発行年．

- 原則として、原形を保持して掲載すること

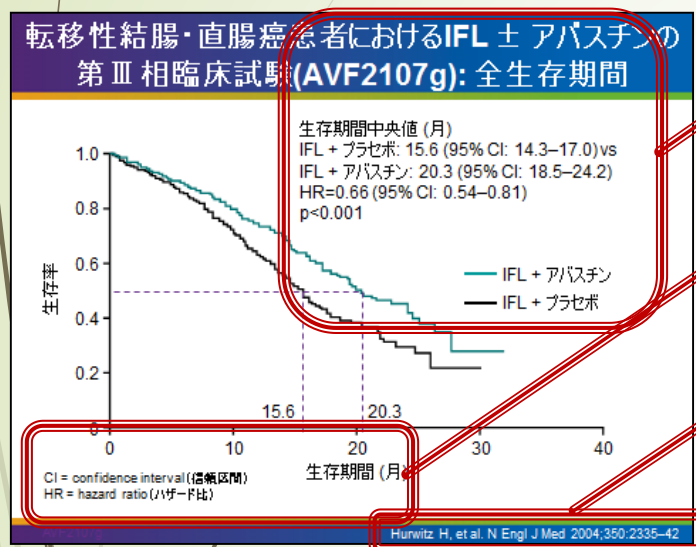
翻訳、翻案（改変）について

- 引用部分の「翻訳」
 - 著作権法第43条で利用可とされている

- 引用部分の「翻案」
 - 第43条で利用可とされていない。
 - 著作者がその意に反して著作物の改変を受けない権利である同一性保持権（著作者人格権）への配慮
 - わかり易く記憶に残るようなものへの改変が許されない？

他人の著作物を含む教材を利用可能とするための著作権処理：使用許諾申請と回答の事例

処理前

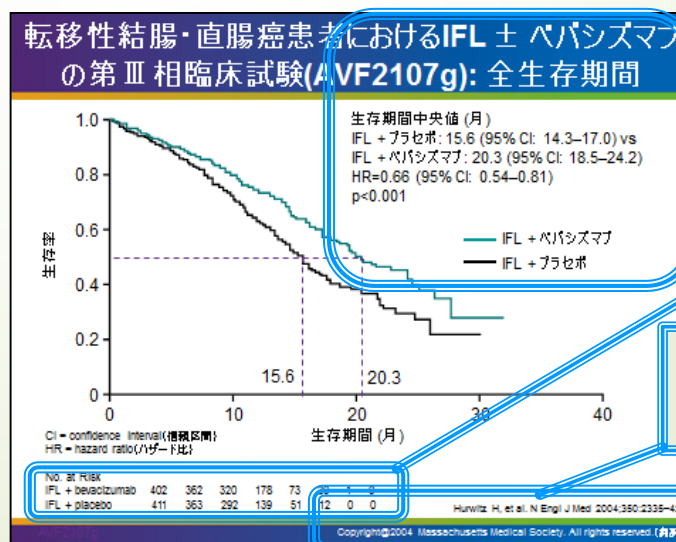


商品名への
置き換え

グラフデータ
の一部削除

出典情報
不足

処理後



一般名に
戻す

原本に戻す
(表追加)

クレジットライン
+ (翻訳)

出版社の指示

著作権者の了解なしに利用できる場合（３）

- 「教育機関」でのコピー（第35条第1項）
 - 先生又は子どもたちが、教育の教材として使うために他人の作品をコピーして配布する場合の例外既定
 - （具体例）
 - **先生**が、**授業**で使用するために、**図鑑の一部**をコピーして**生徒**に配布する場合
 - **生徒**が、「調べ学習」の**授業**で使用するために、**新聞記事**をコピーして、他の**生徒**たちに配布する場合

著作権者の了解なしに利用できる場合（３）

➡ 「教育機関」でのコピー（まとめ）

- ➡ 学校その他の教育機関における複製
- ➡ 授業の過程において使用するための複製
- ➡ 担任又は授業を受ける者による複製
- ➡ 必要と認められる範囲の複製
- ➡ 公表された著作物の複製
- ➡ これらの要件を満たした上で、著作権者の利益を不当に害しない複製

➡ 著作権法第35条ガイドライン(H16年3月)協議会

http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf

著作権者の了解なしに利用できる場合（４）

➡ 「教育機関での送信」（第35条第2項）

- ➡ 「主会場」で行われている授業（教材として他人の作品を使用したもの）を遠隔地にある「副会場」へ同時中継する場合の例外
既定

➡ （具体例）

- ➡ **主会場**において、**先生**がプロジェクターで**教材を提示**する場合に、「地図」「図表」などの著作物のデータを**副会場**に向けて**送信提示**する場合

第35条（学校その他の教育機関における複製等）による例外規定の問題点

- 一般的なeラーニング、つまり録画された講義のオンデマンド配信やLMS等を利用した資料のダウンロードによる学習者への教材提供には、適用されないことが明記されている。
- 現状では、IDとパスワードにより、アクセス制限が設定されている場合も適用されないと解釈されている。



- **ICT活用教育の妨げ**
- **著作権の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)**
- **「授業目的公衆送信補償金」制度**

LMS: Learning Management System, Moodleなど

ICT: Information Communication Technology

著作権者の了解なしに利用できる場合（５）

- ➡ 「試験問題」としてのコピーや送信（第36条）
 - ➡ 試験又は検定のために，他人の作品を使った入学試験問題をコピーし配布する場合及び当該試験問題をインターネットなどで送信する場合の例外既定
 - ➡ （具体例）
 - ➡ 小説や社説などを用いた試験問題を出題する場合
 - ➡ 小説や社説などを用いた試験問題をインターネットなどによって送信して出題する場合

著作権者の了解なしに利用できる場合（6）

- 「非営利・無料」の上演等（第38条第1項）
 - 学芸会，文化祭，部活動などで他人の作品を上演・演奏・口述（朗読等）・上映する場合の例外既定
 - （具体例）
 - 体育祭の組体操で，楽曲を鳴らす
 - 文化祭などにおける，ブラスバンド部の演奏や演劇部の演劇

著作権者の了解なしに利用できる場合（7）

- 著作権者が「無断利用を了解」している場合
- （具体例）
- 利用者ライセンス



表示



非営利



改変禁止



継承

- クリエーティブ・コモンズ・ライセンス

(<http://creativecommons.jp/licenses/>)

- 自由利用マーク

(<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo>)



ICT活用教育の推進

- 著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)
- 著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料

著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料 (P12)

Ⅱ. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備【第35条等関係】

問題の所在

- 教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定(第35条)により、無許諾で可能。
- その他の公衆送信は権利者の許諾が必要となっており、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。

現行著作権法における学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い

権利制限あり(無許諾・無償)
(著作権法第35条第1項)

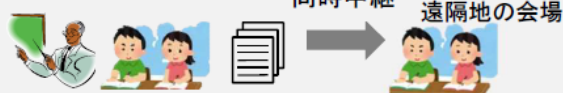
複製

対面授業で使用する資料
として印刷・配布



権利制限あり(無許諾・無償)
(著作権法第35条第2項)

遠隔合同授業の
ための公衆送信



今回の改正範囲

その他の公衆送信全て

権利制限なし(許諾を得て利用)

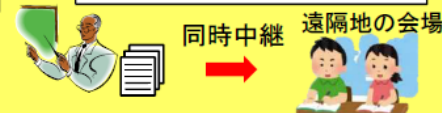
対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



検討の経緯

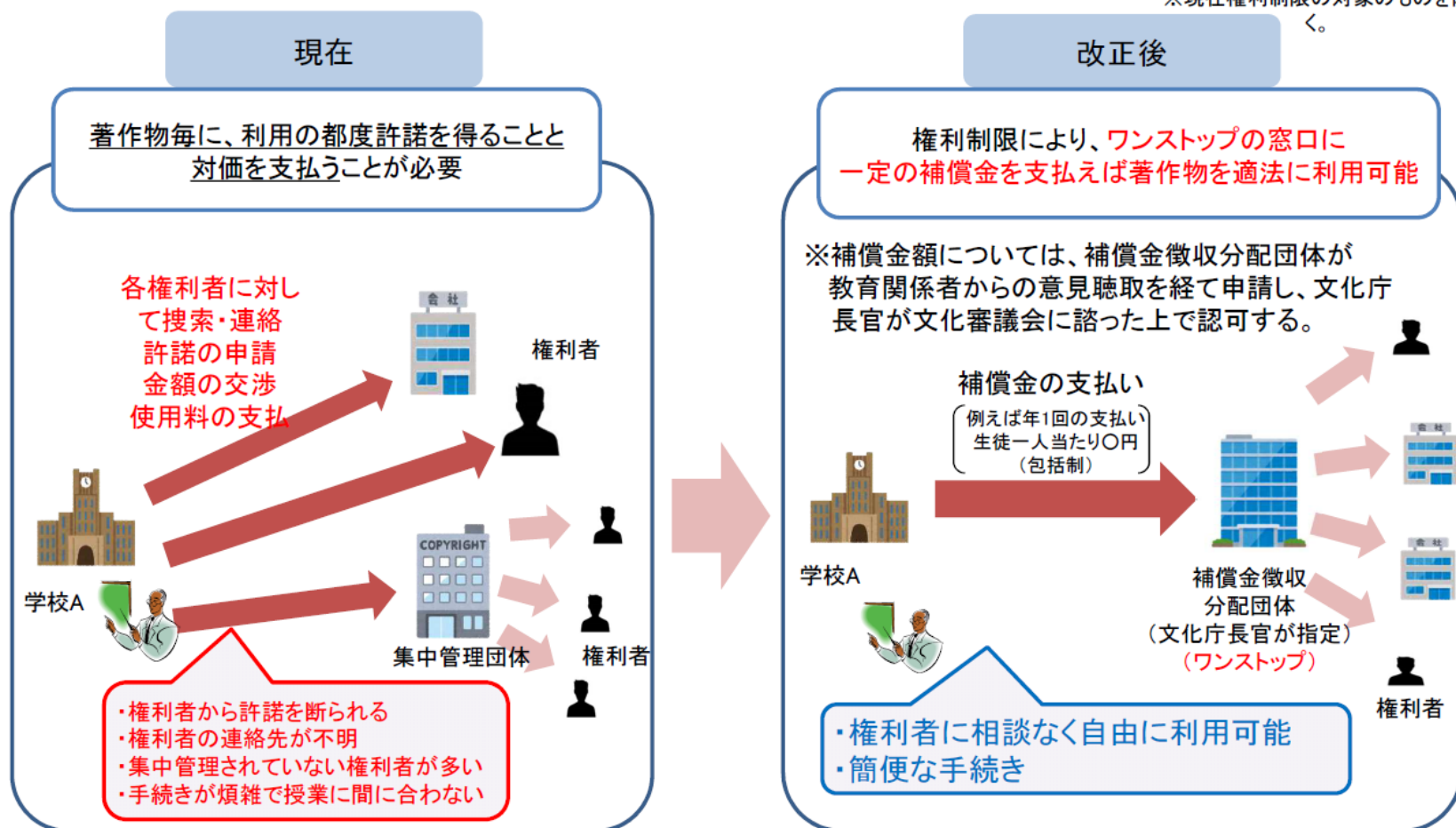
- 平成26年度 文化審議会著作権分科会での議論を受け、調査研究を実施(外国調査等)。
- 平成27～28年度 権利者・教育関係者間の意見を聴取しつつ、審議。
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。

著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料 (P14)

今般の改正による学校等における著作物の公衆送信の円滑化のイメージ

学校等の授業の過程で著作物の公衆送信を行う際の著作権処理の取扱い^(※)

※現在権利制限の対象のものを除く。



一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理 SARTRAS



SARTRAS 授業目的公衆送信補償金等管理協会 SARTRAS

SARTRASは、ICTを活用した教育の未来とICTを活用した教育で用いられる著作物の著作権者、著作隣接権者を支える団体です。

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 SARTRAS

「授業目的公衆送信補償金制度」が4月28日にスタートしました

ICTを活用した教育を推進する「授業目的公衆送信補償金制度」が4月28日にスタートしました。この制度は、営利を目的としない教育機関において、一定の額の補償金をお支払いいただければ、授業の目的で必要と認められる範囲の著作物を公衆送信することができるものです。いわゆるスタジオ型の同時一方向の遠隔授業や異時で行われる遠隔授業、予習・復習のための著作物等の送信等が対象となります。

「一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会」(以下、SARTRAS)は、この補償金をお預かりし、権利者に分配するために設立された、全国で唯一文化庁長官が指定する団体です。SARTRASは、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態を受け、質の高い教育環境を確保するための遠隔授業等において、著作物が教材として円滑に利用できるよう、令和2年度に限り暫定的にこの補償金を「無償」として文化庁長官に認可申請し、4月24日に認可されたとの通知を受けました。

この制度によって令和2年度に著作物を無償でご利用いただけるようにはなりますが、自由に利用できるようになるわけではありません。利用は「必要と認められる限度」と規定されています。著作権者や著作隣接権者の利益を不当に害することとなる利用はもろんでできません。この制度に基づく著作物の利用方法に関する詳細につきましてはこちらをご覧ください。また、補償金制度を利用される教育機関の設置者(教育委員会、学校法人等)には届け出をお願いします。届け出は [こちら](#) から出来ますので、よろしくお願い申し上げます。

- ・ [授業目的公衆送信補償金制度とは](#)
- ・ [2020年度の運用について](#)
- ・ [教育機関の届け出について](#)
- ・ [改正著作権法第35条運用指針\(令和2\(2020\)年度版\)について](#)
- ・ [補償金制度に関するFAQ](#)

クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際ライセンス

「授業目的公衆送信補償金制度」の現状

- ➡ **法成立（平成30年5月18日）から3年以内に施行**
- ➡ **令和2年度**
 - ➡ コロナ禍により，令和2年4月28日から緊急的に本制度の運用開始
 - ➡ 令和2年度に限り特例的に，補償金を無償として文化庁から認可
- ➡ **令和3年度**
 - ➡ 本制度の本格運用開始
 - ➡ 令和3年度は，補償金額を720円/学生（高等教育機関）として文化庁から認可（令和2年12月18日）
- ➡ **毎年申請（5月1日時点の学生数で補償金額算出）**
- ➡ **公開講座は別途補償金額を算出**

他人の著作物を含むオンライン教材等の作り方 (まとめ)

41

- ➡ 「引用」の要件に沿ってオンライン教材を作成
 - ➡ 出所の明記（ガイドライン参照）
 - ➡ 翻訳（「引用」の要件を満たしていれば適法）
 - ➡ 翻案(改変)（原著者の同一性保持権に配慮の上行う）
- ➡ 「授業目的公衆送信補償金」制度の範囲でオンライン教材を作成
 - ➡ 他人の著作物を利用して電子教材を作成
 - ➡ 著作権者の利益を不当に害することがない範囲
 - ➡ 出所の明記を推奨
- ➡ 「上記以外」では使用許諾を申請し得る必要

「大学教育における他人の著作物を含む電子・オンライン教材の作成と利用に関するQ&A」

<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/recordID/1440766>



元九州大学医学研究院教授，教材開発センター協力教員

「大学教育における他人の著作物を含む電子・オンライン教材の作成と利用に関するQ&A」

- ① 他人の作った図や画像などを許諾なしに教材に利用しているが？
- ② 他人の著作物とは何か？
- ③ 海外の著作物を日本で教材として利用する場合やその逆の場合はどう考えればよいか？
- ④ 大学などの教育機関での利用でも事前の許諾が必要か？
- ⑤ ウェブ上に公開された動画を授業で利用できるか？
- ⑥ 著作権者から許諾を得る具体的方法は？
- ⑦ 英文学術雑誌に掲載された図表等を教材として使う場合、許諾はどのように取得するか？
- ⑧ 他人の著作物を含む教材をウェブサイトで配布するには？
- ⑨ 他人の著作物の図や表に手を加えて使用してよいか？
- ⑩ 出所はどのように明示すればよいか？
- ⑪ 引用の範囲内であれば、翻訳して使用してよいか？
- ⑫ 録画した講義を公開するための著作権処理はどうすればよいか？

学習資源利用環境の改善を目指した取組

- 大学学習資源コンソーシアム（Consortium for Learning Resources : CLR）
 - 著作権者との包括契約等、より自由度の高い利用環境の構築を目指す。
 - 「大学学習資源における著作物の活用と著作権」

http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/sites/default/files/CLR_guideline_20160412.pdf

著作権に関するリンク

- CRIC（公益社団法人著作権情報センター）
 - <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html>
- Webで著作権法講義
 - [Webhttp://copyright.watson.jp](http://copyright.watson.jp)
- 著作権判例データベース
 - <http://tyosaku.hanrei.jp/>
- 医療画像の著作権
 - <http://www.esite-hc.com/cn04/copyright..html>
- 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 SARTRAS
 - <https://sartras.or.jp/>

「論文や教科書の複製物」以外に取り扱いに留意すべき画像

以下の画像については、修正、削除または公開範囲の制限等の取り扱いを要する。

1. 個人情報（例：患者の画像診断、顔写真）
2. 肖像権（例：教育・研究施設等の風景・人物）
3. パブリシティ権（例：プロスポーツ選手）
4. 一定の職種以外には公開できない製品等

おわりに

- ご清聴ありがとうございました
- 本講習会についてのアンケートにお答えください。
- https://www.icer.kyushu-u.ac.jp/copyright_questionnaire